

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年1月10日

神奈川県監査委員 大竹 准 一
 同 吉川 知恵子
 同 中家 華江
 同 加藤 元弥
 同 青山 圭一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年7月9日神奈川県監査委員公表第9号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く3か所に係る8事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚児童相談所	令和6年3月1日（令和6年1月11日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当者の確認不足で検査調書の作成が必要であることを失念していたと同時に、回議者及び出納員によるチェックが機能しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、改めて神奈川県財務規則及び同運用通知等を確認し、所属内で検査調書の作成が必要な契約について共通認識を持つようにするとともに、検査調書は文書管理システムで回議及び供覧を行う。 また、検査調書の書式を職員間で共有しやすい場所に保管し、作成もれがないよう複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立青	令和6年1月	（不適切事項）	

少年センター	23日（令和5年12月7日及び同月8日職員調査）	<p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 科学部業務用品運搬料（8月分）1件、60,470円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p> <p>(2) 相談窓口紹介カード2023印刷契約（契約額1,078,000円）の履行確認に当たり、検査員に指定されていない他の所属の職員が受領者となる納品分について、物品検収要領に反し、納品物品と納品書等との照合結果を口頭で報告させており、給付の完了を確認するための検査が適切に行われていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和5年7月12日、同年9月13日及び同年10月24日に購入し、事業の用に供した図書カード131枚、計168,000円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。</p> <p>(2) 賃貸借により調達した電子複写機3台（単価契約）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続きを行っていなかった。</p> <p>（要改善事項） 青少年センター（以下「センター」という。）において、機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 履行確認に関する記録を作成していなかったことについては、担当者が履行確認に関する記録の作成を失念し、決裁の過程でも気づかずに支出手続を行ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支出手続の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 給付の完了を確認するための検査が適切に行われていなかったことについては、担当者が検査方法を十分に理解しないまま仕様書を作成し発注、納品確認を行い、決裁の過程でも気づかずに支出手続を行ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、改めて関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 印紙類出納簿へ受払いを記載していなかったことについては、購入した図書カードの管理方法を十分に理解せず受払いを行ったことによるものであり、速やかに印紙類出納簿への受払いの記載を行った。</p> <p>今後は、このようなこと</p>
--------	--------------------------	---	--

		<p>競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。</p> <p>(以下令和6年7月9日神奈川県監査委員会公表第9号中、第7監査の結果3(1)アのとおり)</p>	<p>がないよう、記載が必要な物品を購入した際に記載を行ったかの確認を行うとともに、定期的に現状把握を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかったことについては、物品管理の記録等を確実にしているかの確認が不十分であったことによるものであり、令和5年12月27日に借用物品台帳への記録及び借用物品管理票の作成を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、記録等が必要な物品を購入又はリースした際には記録等を行ったかの確認を行うとともに、現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、機械警備業務委託契約が単年度契約であった点を見直し、令和6年2月13日に令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を契約期間とする条件付き一般競争入札を行った。</p>
さがみ緑風園	令和6年3月28日(令和6年1月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、スクリーンほか17点の購入代1件、147,970円の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、スクリーン(82,500円)については「(節)備品購入費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、中央監視装置更新工事契約(契約額</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、支出科目に対する決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものであり、令和6年6月14日に科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計制度に変更が</p>

		<p>21,065,000円) について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>	<p>あった場合は課内研修によりその内容を共有し、執行科目や予定価格など起案内容を共通認識のもとでチェックすることで、複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、入札不調時の対応について、随意契約の手續に係る認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、改めて複数の職員により契約方式や手順を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---